

# 令和4年度第5回南関町農業委員会会議録

令和4年7月11日(月)  
午後1時23分開会  
南関町役場 庁議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

### 1. 開 会

### 2. 農業委員会憲章朗読

4番 猿 渡 徳 幸 君

### 3. 会長挨拶

### 4. 議事録署名人の指名

9番 城 戸 英 次 君

1番 平 山 竜 代 君

### 5. 議 事

第19号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第20号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第21号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第22号議案 非農地判断について

第23号議案 農用地利用集積計画の承認について

### 6. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 井上 繁孝 君

1番 平山 竜代 君

3番 大里 義明 君

5番 片山 弘美 君

7番 末竹 信雄 君

9番 城戸 英次 君

副会長 打越 辰美 君

2番 原口 隆治 君

4番 猿渡 徳幸 君

6番 福山 正英 君

8番 山口 勲 君

## 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書記 齋田 士郎 君

令和4年度第5回南関町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時23分

1. 開会

○副会長（打越 辰美君） ご起立をお願いします。定刻よりちょっと早いですが、ただいまから、令和4年の第5回南関町農業委員会の総会を開催いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） それでは、本日は委員の皆様、全員、ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を4番、猿渡委員さん、よろしく願いいたします。

○4番（猿渡 徳幸君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 改めまして、こんにちは。

まずもって皆さんご案内のとおり先々日ですか、元安倍総理があのような形で死去されたことに対しまして、心から皆さんとともにご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。また、先日は、参議院選挙も終わり何かと（聴取不能）。また何かとお忙しい日に、今日は第5回の南関町農業委員会総会を開催しましたところ、全員出席していただきましてありがとうございます。

今日もいろいろと議案提案しておりますので、そしてまた今総会后に推進委員さんと一緒になっての農地パトロールの出発式とか勉強会も予定しておりますので、今日はお忙しい時間帯とは思いますが、最後までよろしく願いいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、しばらくの間、議長を務めますので、よろしくお願いいたします。それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人を指名をいたします。今回は議事録署名人として、9番城戸委員、1番平山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、議事の進行にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局が行う議案書の説明については事前に資料を配付していますので、必要最小限度にしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

第19号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、3件4筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

6番、福山委員、申請番号133、151番よろしくお願いいたします。

○6番（福山 正英君） ただいまありました2件についてご報告いたします。令和4年6月28日の日の午後、事務局のほうと現地を確認いたしました。133番につきましては、お茶園を経営されておりますが、経営縮小ということで、同じ地域の方に譲渡ということとなっております。有償の譲渡ですね。

それから151番につきましては、親戚の方に贈与という形で申請が出ております。どちらの農地につきましても現在きちんと管理をされており、適正なもの判断いたしますので、ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

続きまして、8番、山口委員、申請番号152番。

○8番（山口 勲君） それでは、説明いたします。

この現地は豊永といっても、非常に向原で辺鄙なところで、肥猪地区担当の委員と現地確認するかと思っておったいろいろ都合がありまして、私が一人と事務局で令和4年6月28日向原の大床というところ現地確認いたしました。これも親戚同志で贈与という形で、一人の人が愛知県の遠かところでお住まいで地元の人に贈

与という形で申請が出ております。現地も適正に管理されておりました、何も私たちが見て問題はなかったように感じます。

どうぞ審議をよろしくお願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第19号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第19号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第20号議案、「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

案件は、1件1筆です。

本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。3番、大里委員。

○3番（大里 義明君） 申請番号153番ですけれども、6月28日に事務局と島崎推進委員とともに合同で現地の調査を実施いたしました。今娘さんのほうに相続されておりますが、その前のお父さんのときに本人所有の農地に住宅の増築をされておるものでございます。娘さんのほうで相続されて、申請が必要だったということを知らずに増築されていたということでしたので、今回改めて転用の申請と始末書の添付を出されております。

ご審議のほうお願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

○8番（山口 勲君） ならよかですか。

○議長（井上 繁孝君） 8番委員。

○8番（山口 勲君） これこの前も1回はあったようですが、始末書を出すのが、正式に違法になるんですか。うっかり忘れたつ、そういうところがどがんしたふうになつるとか、建物とか建ってる始末書は本人が書くとやろうか、それとも代書人が書いて出されるわけですか。そこんとこちよつと詳しくよかったら。

○議長（井上 繁孝君） 事務局説明をお願いします。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局のほうから説明いたします。

始末書につきましては、もともと農地に農地以外のもの、建物、住宅とかの建物を建てるということが転用許可なしにはできないものとなっております。そこで、委員がおっしゃられたとおり知らずに建ててらっしゃった場合は、ご本人さんからの始末書の添付が必要になっております。

以上です。

○8番（山口 勲君） 本人が一応始末書を書くように自筆で書かなんわけですね。代書人にただ頼むばかりじゃ簡単にいかんとでしょ。

○事務局（齋田 士郎君） そうですね。パソコンとかで書かれている場合もありますが、印鑑、押印はご本人さんの押印ですし代書人さんが勝手に書かれるものではないと思われまます。

○8番（山口 勲君） はい、わかりました。

○議長（井上 繁孝君） ようございますか。ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決をいたします。

第20号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第20号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第21号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

案件は1件1筆です。

本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。  
2番、原口委員。

○2番（原口 隆治君） それでは説明いたします。6月28日の午後、現地確認のほう事務局と推進委員の4名で行ってきました。ここは農地がちょっと荒れてはいるんですけども、九州セラミック工業株式会社から高松砕石株式会社へという形になっておりますけれども、地主さんが、本人が二つの会社を持っておられるということで、同じ地主さんからただ会社が変わったよということになっておりますので、問題ないかということで考えております。

どうか審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長(井上 繁孝君) ないようでございますので、採決いたします。

第21号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、第21号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第22号議案、「非農地判断について」を議題といたします。

案件は5件6筆です。

本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

3番、大里委員。申請番号148番。

○3番(大里 義明君) 148番についてですが、こちらは6月28日に事務局と島崎推進委員とともに現地調査を実施いたしました。地主さんの方が昨年までは管理をされていたようですけれども、今現在栗の木を植えられておりますが、もう高齢となりまして農地としての管理ができないということで申請を出されているものがございます。

ぜひご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(井上 繁孝君) ありがとうございます。

続きまして、5番片山委員。申請番号149の1、149の2、149の3、149の4番をご説明をお願いいたします。

○5番(片山 弘美君) 昨日、6月28日、午前中9時から事務局2名とまた推進委員武田さん、私4名で現地確認をしてきたところ、太陽光発電施設が関東の地区にはあるんですけど、そのちょうど境目になるところ。前は畑だったということだったけど、これがもう畑とは見なせないみたいで。山林になっていたんですね。元には戻せないだろうということで、これは非農地だと思われました。銘々名前が違うので、4筆ありますけれども、どれもちょっと私としては畑にはもう駄目ですねと認めざるを得ないと思って、これを事務局のほうから聞いたら、通知のほうを4名さんに出すとのことでしたので、私もこんなふうに分ところにもあるんだな。と思って勉強になりました。これからは注意して見なきゃいけないなと思いながら帰った次第でした。

すみません、皆さんご審議のほうよろしく申し上げます。これ非農地として申請と言うか、こちらの事務局のほうから郵送されるんですかね。そのような形になるそうです。以上です。

○議長(井上 繁孝君) ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。あ

りませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第22号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第22号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第23号議案、「農用地利用集積計画の承認について」を議題いたします。

案件は1件6筆です。

何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

○5番（片山 弘美君） すいません、一ついいですか。

○議長（井上 繁孝君） 5番委員。

○5番（片山 弘美君） 見たところ、白毛原の登記何目っていうんですかね。これは畑になっているのが、現況は田ということですか。どのような内容になっているのかちょっとそこが私わかりかねません。大体地番のところの畑と田んぼで2行にわたってありますよね。それはどのようにか内容があるんでしょうか。

○議長（井上 繁孝君） 事務局から。

○5番（片山 弘美君） すいません、お願いします。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局のほうから説明させていただきます。

議案書の上のほうに書いてある登記簿地目については畑、現況地目については田んぼ。この地区においては開田地域でございますので、登記地目は畑になっておりますが、現況は田んぼを作られているところは現況地目は田。というような表記になっております。

以上です。

○5番（片山 弘美君） わかりました。

○議長（井上 繁孝君） よございますか。

○5番（片山 弘美君） はい。

○議長（井上 繁孝君） ほとんどの南関町の開田事業ではほとんど畑と登記地目はなっております。

○5番（片山 弘美君） そうですか。私のところはそげんのがないから。そうですか、わかりました。

○議長（井上 繁孝君） ほかにございませんか。ありませんか。

(なしの声)



○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第23号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第23号議案は原案のとおり承認されました。

これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただければと思いますが、ご異議ございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、議長席を降りさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局長（田口 明君） 会長、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、よろしく願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） 起立をお願いします。

これをもちまして、令和4年度の第5回南関町農業委員会総会を閉会いたします。礼。

-----○-----

閉会 午後1時45分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人